

.....

クレジットポイント利用規約

.....

第1条（本規約の目的）

本規約は、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と株式会社ジョイフルエーカー（以下「ジョイフルエーカー」といいます。）が提携して発行する EZOCA ブラック ジャックスカード（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

1.本ポイントサービスは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社が「プラス EZO ポイント」（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。

2.本ポイントは当社所定の約定支払額確定後に会員に付与し、当該ポイントは毎月 15 日以降、EZO ポイントに自動的に移行付与することとします。

3.会員が本ポイント以外にラブリースポイント、その他ポイントを付与されている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

第3条（本ポイント付与方法）

1.当社は、毎月当社所定の日に締め切られた会員の新規カード利用代金のご利用金額に応じて、ジョイフルエーカーでのご利用の場合は、200 円（消費税を含みます。）につき 2 ポイントを付与するものとします。（ただし、200 円未満は切り捨ていたします。）ジョイフルエーカー以外でのご利用の場合は、200 円（消費税を含みます。）につき 1 ポイントを付与するものとします。（ただし、200 円未満は切り捨ていたします。）

2.当社は、会員に対して付与するポイント数等を、当該会員に対して連絡するご利用代金明細書または「インターコムクラブのご利用代金明細照会」により通知するものとします。

第4条（本ポイント付与の対象外取引）

次の各号に定める代金については、本ポイント付与の対象外とします。

(1)カードキャッシングの利用代金および手数料。

(2)分割払い・リボルビング払いの手数料。

(3)年会費等の費用。

(4)本カード再発行等に関する手数料。

(5)本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払の場合。

(6) Edy、nanaco、Kyash、WebMoney、TOYOTA Wallet 等の電子マネーの各チャージ利用代金。

(7)会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金。

(8)本カードの利用代金が、第3条第1項に記載の金額に満たない場合、ご利用金額を上回る場合でも、端数金額は本ポイント付与の対象外となります。

(9)(1)～(8)のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または、特定の加盟店でのカードショッピング利用代金を、本ポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

第5条（本ポイントの付与条件）

本ポイントサービスは、以下の条件を全て満たしている場合にのみ行われるものとします。

(1)当社が本ポイントサービスを運営・提供する株式会社リージョナルマーケティング（以下「リージョナルマーケティング」といいます。）にポイント数を通知する時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。

(2)当社がリージョナルマーケティングにポイント数を通知する時点で、会員が EZOCA（エゾクラブポイント）の会員資格を有していること。

第6条（公租公課）

本ポイントサービスにより付与された本ポイントについて、公租公課が課せられる場合は、会員が公租公課を負担するものとします。

第7条（権利の喪失およびサービス停止等）

1.会員が、次のいずれかに該当したときは、理由の如何を問わず、当社は会員に通知することなくポイント付与を停止し、会員は当該事由発生前に付与されたポイントを含め本ポイントサービスの提供を受ける資格を喪失するものとします。

(1)会員が本カードの会員資格を喪失した場合。

(2)会員が EZOCA（エゾクラブポイント）の会員資格を喪失した場合。

2.当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知をなくして本ポイントの付与等のサービスを停止することができるものとします。

第8条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第9条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、ポイント付与数、本ポイント付与資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第10条（変更・中止・終了等）

1.当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。

2.前項により会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条（適用）

本規約に定めない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとします。

第12条（準拠法）

本ポイントサービスの内容に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

EZOCA（エゾクラブポイント）会員規約

第1章 一般条項

第1条 会員の定義

1.EZOCA 会員（以下、「会員」という）とは、本規約をご承諾の上、所定の手続きに従って入会を申し込みされた方で、株式会社リージョナルマーケティング（以下、「当社」という）が入会を適格と判断し認めた方をいいます。

2.当社と提携するクレジットカード（以下、「提携先クレジットカード」という）を会員証として利用されることを希望される方は、提携クレジットカード用会員規約にもご承諾いただく必要があります。

3.入会にあたっては、当社所定の「EZOCA 入会申込書」に、「お名前・性別・生年月日・連絡先としての電話番号・現住所等」をご記入いただくか、別途当社が定める方法によりお申し込みください。また小学生以下のお客様は EZOCA キッズカードをご利用いただきます。なお、小学生以下のご入会には親権者の同意が必要となります。

第2条 会員証

1.会員証とは、共通ポイントプログラムを利用することのできる会員であることを示すものであり、当社又は当

社が発行を認めた企業が発行した会員カード、その他会員証として当社が認めたものをいいます。

2.会員証は会員のみが使用することができます。会員は、善良なる管理者の注意義務をもって会員証を使用・保管するものとします。会員証及び積み立てられたポイントを第三者に譲渡（当社所定の手続きに従って行う場合を除きます）若しくは貸与、担保設定をすることはできません。

3.会員証に対して、パスワードの設定が必要となる場合があります。パスワードの設定を行った場合には、会員は善良なる管理者の注意義務をもってパスワードを使用・保管するものとします。パスワードは会員のみが使用することができ、第三者に開示し又は使用させることはできません。

4.会員カードの発行を受けた会員は、会員カード受領後、直ちにカードの署名欄に自著し、善良なる管理者の注意義務をもって会員カードを使用・保管するものとします。

5.会員カードは当社の所有物であり（但し、提携クレジットカードを会員証として利用される場合は、当該提携クレジットカードの所有権は提携先クレジットカード発行会社に属します）、ご署名いただいたご本人のみにその使用を認めるものです。会員カードを第三者に貸与、譲渡し、又は担保設定をすることはできません。

6.下記各号のいずれかに該当した場合、会員証を無効とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

(6. 1)会員が本章第7条に基づき退会をした場合。

(6. 2)会員が本章第8条のいずれかに該当したことにより除名された場合。

(6. 3)本章第10条に基づき共通ポイントプログラムが終了した場合。

(6. 4)その他当社が会員証を無効とすることが適切であり必要であると判断した場合。

第3条 共通ポイントプログラム

1.会員は共通プログラムの一環として、以下のサービスを受けることができます。

(1)EZOCA 加盟店（以下、「加盟店」という）での商品のご購入及びサービスのご利用に際し、会員証を提示された会員に対し、商品のご購入金額及びサービスのご利用等当社及び加盟企業が別途定める条件に応じてポイントを付与いたします。

(2)会員は付与されたポイントを、当社又は加盟店が提供する商品若しくはサービスとの交換又はその代金の全部若しくは一部に充当するか、ポイント交換機にて加盟店及び EZOCA 提携店（以下、「提携店」という）にてご利用いただける、共通お買い物券（500 ポイントで 500 円）、ご利用券のほか、電子カタログ商品と交換すること（以下、「ポイントのご利用」という）ができます。

(3)ポイントのご利用後にご利用の取り消し、ポイントの返還等を行うことはできません。

(4)ポイントのご利用により加盟店・提携店より提供を受ける商品又はサービスにかかる契約は会員と加盟店・提携店との間で成立いたします。当社は、会員がポイントをご利用されることにより加盟店・提携店から提供を受ける商品又はサービスについての責任を負いかねます。

2.EZOCA 加盟企業（以下、「加盟企業」という）とは、当社が共通ポイントプログラムへの参加資格を認めた企業のことを言います。なお新規参加や脱退により、ポイントが利用できる加盟店・提携店並びに商品及びサービスの範囲が変更されることがあります。また、一部ポイントをご利用いただけない店舗がありますので、ご了承ください。

3.会員証ご利用時現在の加盟店・提携店、商品の購入・サービスのご利用に応じて発行されるポイントの計算方法、ポイントをご利用いただけない商品及びサービスの範囲その他ポイントプログラムの詳細については、ご利用案内、及び EZOCA ホームページに記載されております条件に従います。ご確認の際は EZOCA ホームページにアクセスしていただくか、本規約末尾の EZOCA 事務局までお問い合わせください。

4.会員証ご利用時現在のポイント残高は、加盟店での商品購入後・サービスご利用後に発行されるレシートに表示されるポイント数で確認していただくほか、EZOCA ホームページにアクセスしていただくか、本規約末尾の EZOCA 事務局までお問い合わせいただくこと、その他別途当社が定める方法で確認することが可能です。

※EZOCA ホームページにてポイント残高をご確認いただくにはマイページへのご登録が必要となります。

第4条 ポイントの有効期限・失効

1.ポイントの有効期限は、最終のポイント数の変動日より3年間です。有効期限内にポイント数の変動がなかった場合、それまでに貯められた全ポイントが失効となりますので、あらかじめご了承ください。

※ポイントの変動とは、(1)ポイントを貯める(2)ポイントを使う(3)ポイントを交換することをいいます。なお、加盟店・提携店によってポイント数の残高へ反映されるタイミングが異なります。

2.貯められたポイントをご利用券等と交換された場合、当該ご利用券の有効期限は利用券の種類、利用店舗・サービスによって異なり有効期限を過ぎた場合はご利用いただけませんので、各利用券の有効期限をご確認の上、有効期限内にご利用ください。

3.下記各号のいずれかに該当した場合、当該事由に該当した時点で当該時点のポイントの残高が全て失効し、ポイントの利用ができなくなります。

(1)会員が本章第7条に基づき退会をした場合。

(2)会員が本章第8条のいずれかに該当したことにより会員から除名された場合。

(3)本章第10条に基づき共通ポイントプログラムが終了した場合。

(4)その他当社がポイントを失効させることが適切であり必要であると判断した場合。

第5条 会員証の盗難・紛失

1.会員証を紛失・盗難された場合は、速やかに本規約末尾のEZOCA事務局までお申し出ください。その際、再度ご入会のお手続きをいただく場合があります。提携クレジットカードを会員証としてご利用されている場合は、提携先クレジットカード発行会社の定める手続きに従ってください。

2.前項に基づくお申し出・お手続き後に、当社が紛失・盗難等の時点のポイント残高を確認できた場合には、新しい会員証の発行時において、原則として、紛失・盗難等の時点のポイント残高と同数のポイントを再発行いたします。但し、会員証を紛失・盗難等された時点から本規約末尾のEZOCA事務局までお申し出をいただいた時点までに会員証を第三者に不正使用されたことなどによりポイントが消失した場合は、理由のいかんを問わずポイントの再発行はできません。

第6条 届出事項の変更

1.入会時に登録された情報（お名前、連絡先としての電話番号、現住所等）に変更があった場合、EZOCA加盟店にて速やかに変更のお手続きをいただくか、本規約末尾のEZOCA事務局までお申し出ください。

2.提携クレジットカードを会員証としてご利用されている場合の住所変更等については、提携先クレジットカード発行会社の定める手続きに従ってください。

3.会員が変更手続きを行わないこと等により会員宛のご連絡の通知が到達しなかった場合は、ポイントのご利用を停止させていただくことがあります。

第7条 退会

退会を希望されるときは、EZOCA加盟店にてお申し出の上、会員証をご返却いただくか、本規約末尾のEZOCA事務局までお問い合わせください。また、提携クレジットカードを会員証としてご利用されている場合の退会については、提携先クレジットカード会社の定める手続きに従ってください。

第8条 会員証の使用停止・除名

1.当社及び加盟企業において、会員が以下のいずれかに該当する場合、当社は、会員証の使用を停止、又は会員から除名させていただく場合があります。この場合、再度入会ができなくなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、これらの措置を行う為に必要な情報を当社及び加盟企業にて共有させていただく場合があります。

(1)登録情報のいずれかの事項に、虚偽の記載があった場合

(2)登録情報のいずれかの事項に変更があったにもかかわらず、所定の届出がなく、サービス運営上支障が生じた場合

(3)共通ポイントプログラムの不正利用があった場合。

(4)当社及び加盟企業の営業の妨害と判断される言動もしくは行為、又はブランドイメージを毀損すると判断される言動若しくは行為を行った場合。

(5)本規約及び加盟企業の利用規約などのいずれかに違反した場合。

(6)その他、会員として不適切な行為があった場合、又は当社が会員として不適切と判断した場合。

第9条 サービスの変更等

1.当社は本章の規定及び共通ポイントプログラムの内容を必要に応じ事前に予告なく随時変更できるものとします。

2.加盟企業の詳細、ポイントプログラムのご利用条件その他本章の規定の変更内容については、EZOCA ホームページにアクセスいただくことでご確認いただけます。変更後の会員のご利用を以って、変更後のご利用条件に同意いただいたものとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

第10条 サービスの終了

当社は理由のいかんを問わず当社の都合により、共通ポイントプログラムを終了することがあります。この場合、既に付与されたポイントの利用ができなくなる場合があります。なお、共通ポイントプログラムを終了する場合、原則として当社は3ヶ月前までに公表又は会員に通知します。

第2章 会員の個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定

第1条 個人情報の取扱い

1.当社は、本章第2条記載の会員の個人情報を必要な保護措置を講じた上で取得し、本章第3条記載の各利用目的のために利用させていただきます。

2.当社及びポイントプログラム参加企業は、会員の意に反する個人情報の取扱い防止と会員のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。

3.会員は、自己の個人情報の取扱いに関し、本規約に定める内容に同意するものとします。

第2条 個人情報の収集、利用、提供・預託

1.当社及びポイントプログラム参加企業は、本章第3条に定める利用目的のため、以下のような個人情報に関し適切な保護措置を講じた上で適法かつ公正な手段により収集・利用します。

(1. 1)「入会申込書」及び当社が指定する入会方法により記載された事項(変更のお申し出内容を含みます。)氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、パスワード等。

(1. 2)加盟企業におけるご利用履歴(お買い上げ又はご利用になったサービスの金額、日時、場所も含まれます。)なお、お買い上げになった個別の商品名及びご利用になったサービスの名称について、当社では取得及び保持、利用いたしません。

(1. 3)ポイントの付与又は使用に関する情報。

(1. 4)EZOCA 事務局等へのご意見、ご要望、お問い合わせの内容。

(1. 5)当社のweb及び加盟企業のweb サービスを利用・閲覧した場合の、閲覧したページ、広告の履歴、閲覧時間、閲覧方法、端末の利用環境、クッキー情報、IP アドレス、位置情報、端末の固体識別番号等の情報。

2.第3条に定める利用目的達成のために必要な範囲で業務を当社及びポイントプログラム参加企業が他の企業に委託することがあります。その場合には、当社及びポイントプログラム参加企業は、当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で会員の個人情報を預託又は提供します。

第3条 個人情報の利用目的

当社及び加盟企業は、下記に掲げる利用目的のために個人情報を利用いたします。

(1)ポイントの発行、計算、利用等ポイントプログラムの円滑な運営(会員証の発行を含みます)のため。

(2)会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって、ポイントの残高等、会員によるポイント利用に関連

して必要な連絡等を行うため。

(3)ポイントプログラムの廃止、運営の停止、ポイントプログラム参加企業のポイントプログラムからの脱退、後継プログラムへの引継ぎ等やそれらに関する業務を行うため。

(4)会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって、ポイントに係る各種キャンペーンやイベントの案内や当社及び加盟企業が適切と判断した企業の様々な商品情報やサービス情報その他の営業案内又は情報提供のため。

(5)ポイントカードの利用状況の調査及び分析その他のマーケティング分析を行うため。

(6)会員の皆様からのご意見、ご要望、お問い合わせ等に対し適切に対応するため。

(7)共通ポイントサービス提供のため、加盟企業並びにそれらに関連する業務を行うために必要な範囲で第三者への提供を行うため。

(8)その他上記各目的に順ずるか、これらに密接に関連する目的のため。

第4条 個人情報の共同利用、共同利用者の範囲

当社は以下に掲げる共同利用者と、本章第3条記載の各利用目的により本章第2条記載の個人情報を共同して利用いたします。

- ・当社およびグループ会社
- ・提携信販会社
- ・ポイントプログラム加盟企業

但し、ポイントプログラム加盟企業は、本章第3条の利用目的(1)(4)(6)の各項においてのみ、個人情報を共同利用いたします。

第5条 個人情報の開示・訂正・削除等

1.会員が自己の個人情報について、個人情報保護法又はその関連法令に基づく利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、又は第三者への情報提供を停止するよう請求することができます。

2.前項の請求を行う場合、会員は当社所定の届出書にてご請求ください。届出書については EZOCA ホームページにアクセスいただくか、本規約末尾の EZOCA 事務局までお問い合わせください。手続きに際しては、所定の手数料をご負担いただきます。

3.開示・訂正・削除等の請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社及び加盟企業は速やかに訂正又は削除の応じるものとします。

4.会員の個人情報について、当社は次に掲げる場合を除いて会員の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める義務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第6条 本章の規定に不同意の場合

本章の記載内容にご同意いただけない場合には、会員登録をお断りすることや、会員登録完了後に退会の手続きをとらせていただくことがあります。

第7条 本章の変更

1.本章は法令に定める範囲内において変更できるものとします。

2.本章の規定の変更内容については、EZOCA ホームページにアクセスしていただくことでご確認いただけます。

第8条 免責事項

当社及び加盟企業に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社及び加盟企業は、会員の個人情報の取扱いに関し、会員に発生した損害について一切の責任を負いません。

.....

EZO（エゾ）マネー会員特約

.....

第1条 目的

本規約は、株式会社リージョナルマーケティング（以下、「当社」といいます）が発行する EZOCA カードに付帯する電子マネー「EZO マネー」について規定するもので、EZOCA カード会員（以下、「会員」といいます）が EZO マネーを利用するにあたり本規約が適用されるものとします。

第2条 定義

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1)「EZO マネー」とは当社所定の方式で利用者に発行し、所定のサーバー内に記録される円単位の金銭的価値を証するものをいいます。
- (2)「会員」とは、所定の手続きを経て当社が EZOCA カードへの入会を認めた者をいいます。
- (3)「EZOCA カード」とは会員が本規約に従って EZO（エゾ）マネーを記録し使用するために必要な機能を備えたカードをいい、利用者本人のみが利用できるものとします。
- (4)「EZO マネーサービス」とは利用者が EZO マネー加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引において、本規約に従って EZO マネーを利用した場合に、利用された EZO マネー相当額について EZO マネー発行者が EZO マネー加盟店に対して代金の支払を行うサービスをいいます。
- (5)「EZO マネーマーク」とは EZO マネーであることを認識するために EZOCA カード券面に表示され、また加盟店標識として使用される EZO マネーサービスのマークをいいます。
- (6)「加盟店」とは当社の EZO マネーの取扱いに関する加盟店契約により、商品等の販売及び提供に係る代金の支払について利用者が EZO マネーを使用することができる事業者をいいます。
- (7)「商品」とは利用者が販売又は提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツ及び権利等をいいます。

第3条 不正使用の禁止

会員は、EZOCA カードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。

第4条 チャージ

1.EZO マネーマークの提示された当社所定の場所・方法にて、1,000 円単位でチャージすることができるものとします。

2.1 枚の EZOCA カードに対して、EZO マネー残高が 4 万 9 千円を超えるチャージはできないものとします。

第5条 EZO マネーの利用

1.会員は、加盟店において EZO マネーサービスを利用して商品の購入、役務の提供その他の取引を行うに際し、EZO マネーをその利用可能残高の範囲内で、EZO マネー発行者及び EZO マネー加盟店の定める方法により代金のお支払に利用できます。ただし、商品券その他金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部商品について、加盟店により利用を制限する場合があります。

2.会員が加盟店において、商品の購入、役務の提供その他の取引を行う場合、EZO マネー残高から商品購入または役務提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いただいた場合と同様の効果が生じるものとします。

3.会員は加盟店において、商品等の購入または役務の提供を受ける場合、当社または加盟店の定める方法により、

現金その他の支払方法と EZO マネーを併用することができるものとします。EZO マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社または加盟店が定める方法により、支払うものとします。

4.会員は、EZO マネーサービスを利用した場合は、交付するレシートに印字されている EZO マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は当該 EZO マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

第 6 条 利用可能残高の確認等

1.EZO マネーの利用可能残高は、EZO マネー利用時のレシート、EZO マネーモバイルサイト（携帯サイト）、本規約末尾の EZOCA 事務局へのお問い合わせにて照会することができるものとします。

2.最後に EZO マネーを利用した日及び最後にチャージした日は、EZO マネー利用時レシート、EZO マネーモバイルサイト（携帯サイト）、本規約末尾の EZOCA 事務局へのお問い合わせにて照会することができるものとします。

第 7 条 EZO マネーの合算

会員は、当社が特別に認めた場合を除き、EZO マネーを他の EZOCA カードに移行することはできないものとします。

第 8 条 EZO マネーサービスの利用ができない場合

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、EZO マネーサービスを利用すること、ならびに残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

(1)当社が EZO マネーサービスを提供するシステムに障害が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステム全部または一部を休止する場合。

(2)EZOCA カードの破損、または EZO マネー加盟店の機器の故障・停電その他の事由による使用不能の場合。

(3)その他やむを得ない事由のある場合。

第 9 条 換金等不可

本規約第 15 条の場合を除き、EZO マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

第 10 条 EZOCA カードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等

EZOCA カードが再発行された場合、当社所定の方法で照会された EZO マネー残高が再発行された EZOCA カードに引き継がれるものとします。

第 11 条 紛失・盗難等

1.紛失・盗難により EZOCA カードが再発行された場合、当社によるカードの利用停止措置が完了した時点の EZO マネー残高が再発行された EZOCA カードに引き継がれるものとします。

2.会員が本カードの紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、EZO マネー残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

3.会員が紛失・盗難届出時に EZO マネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 12 条 加盟店との関係

1.会員が、EZO マネーを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と EZO マネー加盟店との間で解決するものとします。

2.前項の場合においても、会員は、当社および当該 EZO マネー加盟店に対し、EZO マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第 13 条 個人情報の収集・利用

会員は、氏名・性別・生年月日・現住所・電話番号等、会員が EZOCA カード申込み時に届け出た事項および EZO

マネーサービス利用履歴等の情報（以下、「個人情報」といいます）を当社が EZOCA カード会員規約に定める「個人情報の収集、利用、提供・預託」に関する条項に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

第 14 条 規約の変更

当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後に会員がチャージ、EZO マネーサービスを利用した商品等の購入をした場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第 15 条 EZO マネーサービスの終了

1.当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、EZO マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。

(1)社会情勢の変化

(2)法令の改廃

(3)その他当社のやむを得ない都合による場合

2.前項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、EZO マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が事項の通知を行ってから 2 年経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第 16 条 制限責任

本規約第 8 条に定める利用およびその他の理由により、会員が EZO マネーサービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。（当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。ただし逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。）

第 17 条 業務委託

当社は、本規約に基づく EZO マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第 18 条 合意管轄裁判所

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

【お問い合わせ窓口】

1.EZO マネーに関するお問い合わせ、ご相談等は、EZO マネーモバイルサイト（携帯サイト）をご参照いただくか、下記までご連絡ください。

2.個人情報に関するお問い合わせや、開示等の申出等に関しましては、下記までお願いします。

株式会社リージョナルマーケティング EZOCA 事務局

電話番号：0120-29-3210

受付時間：10:00～18:00（年中無休）